

日本航空株式会社

2025年6月3日

代表取締役社長 鳥取 三津子 殿

JAL 争議支援全国ネットワーク

共同代表 赤堀 正成

金澤 壽

高松 義雄

要請書

パイロット、客室乗務員合わせて165名が解雇された事件から、今年で15年が経ちます。

当時会長だった稻盛和夫氏は、その解雇間もない2011年2月に日本記者クラブで日本経済新聞記者の問い合わせに、「160名（165名）を残すことが経営上不可能か」というとそうではない」と明言しました。

この解雇事件は本来経営の責任である「赤字」、そこからの会社の再建を労働者を犠牲にして行ったことがあります。そして、その解雇は職場で物言う労働者の排除、労働組合の弱体化を狙った不当労働行為そのものです。

そればかりか、解雇後、パイロット700名以上、客室乗務員7500名以上を新規採用しているにもかかわらず、被解雇者を1人も原職に戻さないのは、労働組合員を会社から排除する不当労働行為であり人権侵害です。

またその解雇の理由とされた、年齢や病欠を基準とすることは働く者の権利の侵害でもあります。整理解雇の際に、病気休業を理由とすることについて、ILO条約158号6条1項は「疾病又は負傷による一時的な休業は、終了の妥当な理由とはならない」としています。またこれを補足するILO166号勧告は「疾病又は負傷」に加えて「年齢」をも理由としてはならないとしています。

なお、「JALグループ人権方針」は「JALグループでは、性別、年齢、国籍、人権、民族、宗教、社会的身分、障がいの有無、性的指向・性自認などによる差別の禁止」他に努める旨を高らかにうたいあげています。

いうまでもなく、解雇はJAL労働者のみならずすべての労働者にとって社会的・経済的に極めて大きな影響を及ぼします。それ故に本解雇争議は全労働者が共有する課題であるとして私たちは支援を続けています。又、昨今のJALの事故や飲酒問題等の報道に接する度に、安全運航が確保できているのか、利用者としても大きな懸念を抱いています。

15年目を迎え被解雇者の年齢も看過できない状況に至っています。私たち支援団体としては、この争議の全面解決は喫緊の課題と考え、早急にJAL不当解雇撤回争議団の要求に基づいて解決することを求めます。

以上

連絡先：東京都千代田区神田司町 2-15-9、武蔵野ビル 2 階
NPO 法人労働相談室気付 JAL 不当解雇撤回闘争支援東京連絡会
TEL : 03 (5577) 7262

<要請書賛同団体> (順不同)

不当解雇とたたかう日本航空労働者を支える釧路・根室の会、不当解雇とたたかう日航労働者を支える秋田の会、原発のない社会の実現と、JAL の不当解雇を許さない西部連絡会、JAL 不当解雇撤回闘争支援東京連絡会、JAL 不当解雇撤回南部連絡会、JAL 争議団を支援する熊谷の会、JAL 争議を支援するかながわ連絡会、空の安全と JAL 争議の全面解決を支援する茨城の会、JAL 不当解雇撤回を求める原告団を支える栃木の会、JAL 不当解雇撤回岡山県共同行動実行委員会、不当解雇とたたかう日本航空労働者を支える香川の会、北九州争議団共闘会議、不当解雇とたたかう日本航空労働者を支える会、JAL 争議を支えるオホーツクの会、不当解雇と闘う日本航空労働者を支える愛知の会、JAL 闘争を支援する徳島の会、JAL 闘争を支える京都の会、JAL 不当解雇撤回を応援する民航労連 OB の会、JAL 不当解雇とたたかう愛媛争議団を支える会、JAL 闘争を支援する新潟の会、JAL 闘争を支えるいちはらの会、不当解雇とたたかう日本航空労働者を支える北海道の会、日本航空の不当解雇撤回をめざす新潟支援共闘会議、不当解雇とたたかう日本航空労働者を支える山梨の会、日本航空の不当解雇撤回をめざす福岡支援共闘会議、JAL 争議支援三多摩地区共闘会議、音威子府地区労働組合協議会、国労仙台地本、国労高崎地本、京葉ユニオン、江戸川区労働組合センター、新潟地区平和運動労働組合連絡会議、杉並区職員労働組合、全国一般三多摩労組、北区労働組合連合会、JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会、韓国オプティカルハイテック労組を支援する会、東部全労協、中部全労協、西部全労協、葛飾労組連、北部労協、文京労連、練馬地域ユニオン、全日本建設運輸連帶労働組合、京浜ユニオン、ユニオンネットお互い様、新宿地区労働組合センター、新宿区労連、東京北区地域ユニオン、静岡県労働組合共闘会議、全労働者組合、埼玉県平和運動センター、京都総評、JMITU 大田地域支部、東京地方労働組合評議会。